

## 攻めの農業実践支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 知事は、協業組織の育成と農業協同組合の営農参画を強力に推進するため、生産拡大や輸出等の販路拡大、加工品づくり、人材育成等の取組を行い、攻めの農業を実践する事業実施主体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (事業実施主体)

第2 この要綱において、事業実施主体とは、第3の認定を受けた協業組織及び農業法人（以下「協業組織等」という。）、農業協同組合及び農業協同組合が出資する法人（以下「農協出資法人」という。）をいい、その定義は別表1のとおりとする。

### (協業営農発展計画及び農業経営発展計画の認定)

第3 この補助事業を実施するにあたっては、協業組織等は協業営農発展計画を、農業協同組合及び農協出資法人は農業経営発展計画（以下、両方の計画を指す場合は「発展計画」という。）を提出し、攻めの農業実践支援事業実施要領（令和2年4月1日施行、以下「要領」という。）に基づく知事の認定を受けなければならない。

### (補助対象事業)

第4 補助金の交付の対象となる事業は、第3の認定を受けた発展計画に位置づけられたものであって、事業実施主体が行う別表2に掲げる事業とする。

### (補助対象期間)

第5 補助対象期間は、発展計画に位置づけられた3年を限度とする。ただし、補助金の交付の決定は、年度毎に当該年度の補助対象事業分について行うものとする。

### (補助対象経費、補助率及び補助金の額)

第6 補助対象事業における補助対象経費及び補助率は、別表2に定めるとおりとする。ただし、算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の上限額は、別表3に定めるとおりとする。

3 発展計画において国及び県の他の補助事業の活用が可能な内容については、本事業の補助対象外とする。

### (事業実施に当たっての留意事項)

第7 事業実施により施設を導入するに当たっては、補助対象事業費は、事業実施地区の実情に即した適正な価格により算出し、施設の規模及び構造は、事業の目的に合致するものとする。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第8 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書類	様式	提出部数
事業計画書	別記第1号様式	正副各1部
収支予算書	別記第2号様式	同上

(交付条件)

第9 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業の内容を変更しようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分(当該補助対象事業費の30パーセント以下の配分変更を除く。)を変更しようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) この補助金の申請に際して、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金額を補助対象経費で除して得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない事業実施主体に係る部分については次の条件に従わなければならない。

ア 実績報告を提出するに当たって、事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

イ 実績報告の提出後に、消費税の申告により事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告においてアにより減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(別記第3号様式)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、財産管理台帳を備え付け、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(5) 前号の財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間内(省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内)において知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保

に供し、又は取り壊してはならない。

- (6) 発展計画の期間内において、当該計画が正当な理由なく中止・変更された場合、事業実施主体に対して、補助事業により取得し、又は効用が増加した施設及び機械、器具の残存耐用年数に応じて、その取得等に活用した補助金の返還を求めるものとする。
- (7) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた最終年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (8) 事業実施主体の役員が和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

#### （事業計画の変更）

第10 第9の(1)のア又はイの規定により知事の承認を受けようとする場合には、攻めの農業実践支援事業変更承認申請書（別記第4号様式）に変更事業計画書（別記第1号様式）及び変更収支予算書（別記第2号様式）を添付して知事に提出しなければならない。ただし、第11の規定による補助金の変更交付申請を行う場合は、これを省略することができる。

2 第9の(1)のウの規定により事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、攻めの農業実践支援事業中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

#### （補助金の変更交付申請）

第11 補助金の交付決定後の事情により補助金の変更交付を申請しようとする場合には、攻めの農業実践支援事業補助金変更交付申請書（別記第5号様式）に変更事業計画書（別記第1号様式）及び変更収支予算書（別記第2号様式）を添付して知事に提出しなければならない。

#### （着手の制限）

第12 第3の規定による認定を受けた者は、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめその理由を明記した攻めの農業実践支援事業補助金交付決定前着手届（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

#### （実績報告書の添付書類の様式等）

第13 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書類	様式	提出部数	提出期限
事業実績書	別記第1号様式	正副各1部	事業完了後、速やかに提出すること。
収支精算書	別記第2号様式	同上	同上

(補助金の概算払)

第14 事業実施主体は、規則第16条第2項の規定により、概算払による補助金の交付を受けようとするときは、攻めの農業実践支援事業補助金概算払請求書(別記第7号様式)に請求額の内訳を示す書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第15 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、事業実施主体の事業実施地を管轄する振興局長を経由しなければならない。ただし、複数の振興局管内に事業実施地が存在する場合は、この限りでない。

(その他)

第16 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

附則(令和3年4月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

別表1 (第2関係)

組織名	定義
協業組織、農業法人	<p>5戸以上の農業者で新たに組織され、規約に協業の理念や運営体制等に加えて、生産・販売・加工等のいずれかの新たに行う協業の取組が明記され、協業組織としての販売戦略の確立が見込める組織及び法人とする。</p> <p>なお、役員に就任している農業者、当該組織へ出資している農業者を1戸と数え、県内に本店(協業組織の場合は本拠地)を置く組織とする。</p> <p>また、法人の場合は、その形態は会社法に基づく株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社及び農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の8に規定される農事組合法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条の1に規定される一般社団法人とする。</p>
農業協同組合	<p>農業協同組合法第2章に規定される農業協同組合とし、県内に本店を有する組合とする。</p>
農協出資法人	<p>県内に本店を有する農業協同組合が出資する法人であつて、農業経営を主たる事業として行う法人とする。</p> <p>法人の形態は、協業の項の農業法人と同様とする。</p>

別表2（第4，第6関係）

事業区分	補助対象経費	補助率
生産拡大	生産の効率化や農産物の高品質化、労働力の確保に要する下記の経費 ア 農地及び農道等の造成・整備・改修に要する経費 イ 農業機械・施設の導入・整備・改修に要する経費 ウ 新品種・新技術の導入に要する経費 エ その他発展計画で必要と認められた経費	1 / 3 以内
	遊休農地の購入又は借り入れた場合の土壌改良に要する経費	定額（100,000円 / 10a）
加工品づくり	主に自ら生産した農産物を原料とした加工品の創出に要する下記の経費 ア 加工施設・機械の整備・改修・導入に要する経費 イ 委託加工の試験実施、パッケージ試作・デザインなどに要する経費 ウ その他発展計画で必要と認められた経費 ＊農業協同組合の場合は自ら生産した農産物にかかるイだけを補助対象とする。	1 / 3 以内
輸出等販売促進	輸出や新規販路開拓など販売促進に要する下記の経費 ア 販売促進ツールの作成や導入、オリジナル包装資材の作成に要する経費 イ 営業活動に要する経費 ウ 各種認証制度の認証取得等に要する経費 エ その他発展計画で必要と認められた経費 ＊農業協同組合の場合は自ら生産した農産物の販売促進に要する経費だけを補助対象とする。	1 / 3 以内
人材育成（組織強化含む）	協業組織等の場合 ア 営業や企画、総務等の活動を担う人材の雇用に要する経費（ただし、新規雇用者1名当たり90万円を補助金額の上限とする。） イ 組織強化のための経営、企画、税務などの専門家相談等に要する経費 農業協同組合、農協出資法人の場合 ア 農業技術力向上研修の実施に要する農業専任職員の雇用に要する経費（ただし、新規雇用者1名当たり90万円を補助金額の上限とする。） イ 農業技術力向上研修の実施に要する農業専任職員の能力向上のための研修等受講、外部講師への旅費及び謝金、農業用資材や機材の購入に要する経費	1 / 2 以内

別表3（第6関係）

表の補助金の上限額は全体計画の3年間の合計とする。

協業組織、農業法人	協業組織等の状況に応じて、下記①及び②の算出結果のいずれか低い額とする。 ① 1,500万円に協業組織等の構成農家数から5を減じて100万円を乗じた金額を加えた額 ② 1,500万円に協業組織の構成農家数の耕作面積（各農家の所有地と借入地の合算でヘクタール単位とし、施設園芸の耕地面積は10を乗じて算入する）の合計から5ヘクタールを減じ、100万円を乗じた金額を加えた額 ただし、下限は1,500万円とし、上限は4,000万円とする。
農業協同組合、農協出資法人	1組合もしくは1法人あたり2,000万円とする。

攻めの農業実践支援事業計画書(変更事業計画書、事業実績書)

事業年度  
事業実施主体名

1. 事業目的(変更の理由)

--

2. 事業の内容

事業区分	事業内容	施行箇所 (実施場所)	機械・施設等 の名称	規模・面 積／ 性能	数量	事業費 (円)	うち補助対 象事業費 (円)	事業費負担の内訳				実施期間		
								県費(円)	その他			着手 予定 日	竣工 予定 日	
									合計	うち自己 財源	うち借入 金			借入金 の調達 先
生産拡大														
	小計													
販売促進														
	小計													
加工品づ くり														
	小計													
人材育成														
	小計													
合計		0	0	合計	0	0	0	合計	0	0	0			

\*変更があった場合、変更前を上段に( )を付して記載し、変更後を下段に記載すること。

3. 事業完了(予定)年月日

4. 添付書類 見積書、事業費積算資料及びカタログの写し、事業実施地区位置図、その他知事が必要と認める書類



## 攻めの農業実践支援事業実施明細書

事業年度： 年度

事業区分	事業内容	実施時期	回数	対象経費区分	明細・内訳	金額(円)	備考
生産拡大							
	小計						
輸出等販路 拡大							
	小計						
加工品づくり							
	小計						
人材育成							
	小計						
合計							

\*積算の分かる明細を添付すること。

\*ソフト事業分について作成すること。

収 支 予 算 書（変更収支予算書、収支精算書）

1 収入の部 (円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	備 考
県費補助金				
市町村費				
その他				
計				

2 支出の部 (円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)		備 考
生産拡大				
加工品づくり				
輸出等販売促進				
人材育成				
計				

(注) 変更収支予算書の場合は、変更前の額を上段括弧書きとすること。

### 攻めの農業実践支援事業全体計画書

事業実施主体名：

事業区分	1年目(令和 年度)				2年目(令和 年度)				3年目(令和 年度)				備考
	事業内容	事業費	うち補助対象事業費	うち県費	事業内容	事業費	うち補助対象事業費	うち県費	事業内容	事業費	うち補助対象事業費	うち県費	
生産拡大													
	小計				小計				小計				
輸出等 販路拡大													
	小計				小計				小計				
加工品づくり													
	小計				小計				小計				
人材育成													
	小計				小計				小計				
	合計				合計				合計				

\*各年度毎の事業計画、関連事業計画を添付すること。

攻めの農業実践支援事業 関連事業実施計画

区分	事業名	実施年度	事業内容	規模等	事業費(円)	補助金(円)
県単	日本一の果樹産地づくり事業					
県単	次世代野菜花き産地パワーアップ事業					
県単	農作物鳥獣害防止総合対策事業					
国庫	果樹農業好循環形成総合対策事業					
国庫	強い農業・担い手づくり支援交付金					
国庫	鳥獣被害防止総合対策事業					
国庫	食料産業・6次産業化推進事業補助金					

番 号  
年 月 日

和歌山県知事 様

住所  
団体名・代表者氏名

年度攻めの農業実践支援事業補助金仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、攻めの農業実践支援事業補助金交付要綱第5の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 県補助金等交付規則第14条による補助金の額の確定額	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3-2）	金	円

※参考資料を添付すること。

別記第4号様式（第10関係）

年度攻めの農業実践支援事業変更（中止、廃止）承認申請書

番 号  
年 月 日

和歌山県知事 様

住所  
団体名・代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定（変更交付決定）のあった標記事業について、下記のとおり事業を変更（中止、廃止）したいので、攻めの農業実践支援事業補助金交付要綱第10の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更（中止、廃止）の理由
- 2 変更（中止、廃止）の内容

別記第5号様式（第11関係）

年度攻めの農業実践支援事業補助金変更交付申請書

番 号  
年 月 日

和歌山県知事 様

住所  
団体名・代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記事業について、補助金の追加交付（減額承認）を受けたいので、攻めの農業実践支援事業補助金交付要綱第11の規定により関係書類を添えて申請します。

別記第6号様式（第12関係）

年度攻めの農業実践支援事業補助金交付決定前着手届

番 号  
年 月 日

和歌山県知事 様

住所  
団体名・代表者氏名

年度攻めの農業実践支援事業計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので、届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

対策区分	事業内容	事業量	事業費 (円)	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由



別記第7号様式（第14関係）

年度攻めの農業実践支援事業補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

和歌山県知事 様

団体名  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、和歌山県補助金等交付規則第16条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

	金		円
内訳	交付決定額	金	円
	既受領額	金	円
	今回請求額	金	円
	残 額	金	円